

平成22年度千葉市市民局指定管理者選定評価委員会 第1回美浜区役所部会議事録

1 日時：平成22年7月30日（金） 午前9時30分～午前10時20分

2 場所：千葉市美浜区真砂コミュニティセンター 4階 第1講習室

3 出席者：

(1) 委員

木頭信男 委員（部会長）、小川真実 委員（副部会長）、鶴見泰 委員、
勝山弘和 委員、志水今朝五郎 委員

(2) 事務局

小池区長、高橋美浜区地域振興課長、中村課長補佐、藤代係長、藤田主任主事

4 議題：

- (1) 第1回千葉市市民局指定管理者選定評価委員会における決定事項について
- (2) 部会長及び副部会長の選出について
- (3) 募集条件、審査配点等に関する事項について
- (4) 今後の審議予定について

5 議事の概要：

- (1) 第1回千葉市市民局指定管理者選定評価委員会における決定事項について
千葉市市民局指定管理者選定評価委員会の会議の公開及び議事録の作成、議事
録の確定、部会の設置、臨時委員の任期についての決定事項を報告した。
- (2) 部会長及び副部会長の選出について
部会長は木頭委員、副部会長は小川委員に決定した。
- (3) 募集条件、審査配点等に関する事項について
指定管理者募集要項（案）、管理運営の基準（案）、提案様式集（案）、第2
次審査の選考基準（案）、基本協定書等について、委員からの意見等を反映させ
ることで、承認された。
- (4) 今後の審議予定について
応募提案がそろった後、平成22年11月29日の月曜日に、第2回美浜区役
所部会を開催し、第1指定管理予定候補者を選定してもらうことで承認された。

6 会議経過：

○事務局 おはようございます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありが
とうございます。

ただいまより平成22年度千葉市市民局指定管理者選定評価委員会第1回美浜区
役所部会を開会いたします。

申し遅れましたが、私は本日の司会を務めさせていただきます、美浜区役所地域
振興課課長補佐の中村と申します。どうぞ よろしくお願ひいたします。

本日の会議でございますけれども、市の情報公開条例第25条に基づき、公開さ
れております。

また、議事録を作成する都合上、録音させていただきますので、ご了承いただきたいと存じます。

なお、本市では、九都県市首脳会議における「地球温暖化防止キャンペーン」の一環として、「夏のライフスタイルの実践」を実施しており、職員は軽装とさせていただいておりますので、ご了承ください。

それでは、開会にあたりまして、本日の会議の所管でございます美浜区長の小池からご挨拶を申し上げます。

○美浜区長 改めましておはようございます。美浜区長の小池でございます。

本来であれば、熊谷市長からご挨拶を申し上げるところでございますが、公務が重なり出席できませんので、代わりましてご挨拶をさせていただきます。

委員の皆様方には、千葉市市民局指定管理者選定評価委員会美浜区役所部会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

また、日頃より市政各般にわたり多大なるご支援・ご協力を賜り、深く感謝を申し上げるとともに、このたびは指定管理者選定評価委員会の委員及び臨時委員へのご就任をご快諾いただきましたこと、厚く御礼申し上げる次第でございます。

本来であれば、ここで臨時委員の皆様お一人お一人に委嘱状をお渡しすべきところではございますが、あらかじめお手元にお配りをさせていただきましたので、何とぞご了承賜りたいと思います。

さて、本市におきましては、公の施設の管理に関しまして、本年3月に指定管理者の選定等に関する条例を定め、財務、法務等の専門家や学識経験者の皆様によって組織されました本委員会を設置し、指定管理者の選定過程の透明性を図ることになった次第でございます。

市民局では、去る7月16日に最初の指定管理者選定評価委員会を開催し、本部会の設置や臨時委員の任期について決定したところでございます。

本日からは、いよいよ本格的な審議に入ることとなります。委員の皆様方には、短期間でのご審議、採点等でお手数をおかけいたしますが、豊富なご経験と高いご見識により、次期指定管理予定候補者のご選定をいただきますよう、お願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○事務局 続きまして、委員紹介に入らせていただきます。

本日は、指定管理者選定評価委員会を設置し、第1回目の美浜区役所部会でございますので、ご就任いただきました委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

それでは、皆様、次第の次ページの資料1、千葉市市民局指定管理者選定評価委員会美浜区役所部会委員名簿をご覧ください。

名簿の順にご紹介させていただきます。

最初に、常任委員からご紹介いたします。

公認会計士でいらっしゃいます、木頭 信男委員でございます。

○委員 木頭です。よろしくお願ひいたします。

○事務局 次に、千葉大学法経学部准教授でいらっしゃいます小川 真実委員でございます。

○委員 小川でございます。よろしくお願いします。

○事務局 続きまして、臨時委員のご紹介をいたします。
弁護士でいらっしゃいます、鶴見 泰委員でございます。

○委員 鶴見でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 真砂コミュニティセンター活動推進協議会会長でいらっしゃいます、
勝山 弘和委員でございます。

○委員 勝山でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 最後に、高洲コミュニティセンター活動推進協議会会長でいらっしゃいます、
志水 今朝五郎委員でございます。

○委員 志水です。よろしくお願いします。

○事務局 以上、5名の皆様でございます。
続きまして、事務局職員をご紹介いたします。
最初に、小池美浜区長でございます。
高橋美浜区地域振興課長でございます。
藤代振興係長でございます。
藤田主任主事でございます。
私、課長補佐の中村でございます。

また、本日は区役所部会が初めて開催されるため、他区の事務局職員が同席しておりますことをご報告申し上げます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。
配布資料は、本会議の次第、席次表、資料1でございますけども、先ほどご覧いただきました千葉市市民局指定管理者選定評価委員会美浜区役所部会委員名簿、資料2、指定管理予定候補者選定の流れ、資料3-1、会議の公開及び議事録の作成について、資料3-2、部会の設置について、資料3-3、臨時委員の任期について、資料4-1が施設の概要、千葉市コミュニティセンター設置管理条例、千葉市コミュニティセンター設置管理条例施行規則、資料4-2は高洲・真砂コミュニティセンター指定管理者評価シート、資料4-3、高洲・真砂コミュニティセンター指定管理者運営状況確認表、資料5-1、高洲・真砂コミュニティセンター指定管理者募集要項（案）でございます。資料5-2、高洲・真砂コミュニティセンター管理運営の基準（案）でございます。資料5-3、提案様式集（案）でございます。資料5-4、高洲・真砂コミュニティセンター第2次審査の選定基準等（案）でございます。資料5-5、千葉市美浜区高洲・真砂コミュニティセンターの管理に関する基本協定書（案）でございます。資料6、千葉市の公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例、以上をお配りしてございます。

なお、事前に配布させていただきました資料と、本日お配りさせていただきました資料には一部異なる点がありますが、市全体及び局内の書式統一のため、調整を図る意味から変更しましたことをご承知おきくださるようお願いいたします。

おそろいでしょうか。不足等ございましたら、お知らせいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○事務局 続きまして、会議の成立についてご報告いたします。

本日の出席委員は、5名中5名で全員となっておりまして、半数を超えておりますので、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第10条第2項に基づき、会議は成立しております。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

なお、部会長が決定するまでの間、小池美浜区長が仮議長を務めさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○事務局 それでは、小池美浜区長、議事進行をお願いします。

○仮議長 美浜区長の小池でございます。ご承認いただきましたので、

仮議長として会議の進行を務めさせていただきます。

まず、議題に入る前に、本会に係る概要と指定管理予定候補者選定の流れについて、事務局から説明をいたします。

○事務局 美浜区地域振興課長の高橋でございます。座ってご説明させていただきます。

まず、指定管理者制度についてですが、平成15年の地方自治法改正により、公の施設の管理に関し、従来、委託先が公共団体等に限定されていた施設の管理について、民間事業者などを含めた幅広い団体にゆだねることを可能としたもので、多様化する住民ニーズにより、効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。

本市では、平成17年度のアイススケート場を皮切りに、平成18年度から既存の公の施設について一斉に5年間の指定期間で指定管理者制度を導入し、その後、新たに設置した施設につきましても、隨時導入しております。

また、本年3月に指定管理者の選定に関する条例を定め、その上で本委員会も位置づけられたところでございます。

平成18年度に導入した施設につきましては、来年、平成23年3月末で期間が満了となり、次期指定管理予定候補者の選定が必要となりましたので、委員の皆様にお願いするものです。

なお、市民局は対象となる施設が多く、各区役所が管理するコミュニティセンター等もございますことから、部会を設けて、各部会に分かれて審議していただくことが第1回選定評価委員会で決定しております。

次に、資料2の指定管理予定候補者選定の流れをご覧ください。

まず、表の1番上ですが、7月16日に開催いたしました第1回指定管理者選定評価委員会におきまして、会長、副会長、部会の設置、臨時委員の任期等を決定いたしました。

次に、表の上から2番目の本日の美浜区役所部会でございますが、このうち、募集要項、管理運営の基準等の案に対し、ご意見をいただきました後、2施設を見学していただく予定としております。

今後、9月27日に指定管理予定候補者の募集を開始し、11月1日から5日で指定申請書の受け付けを行う予定でございます。

次に、第2回美浜区役所部会を11月下旬に行い、提案書の説明、ヒアリング、採点等を行い、第1指定管理予定候補者を選定していただく予定でございます。委員の皆様の今年度の会議は以上でございます。

その後、翌年1月下旬に第1指定管理予定候補者と仮協定を締結し、引き継ぎ等を開始し、2月の第1回千葉市議会定例会に指定議案を上程し、お諮りし、議決をいただいた後、基本協定を締結いたします。

以上でございます。

○仮議長 指定管理予定候補者選定の流れにつきましては、ただいまの説明のとおりでございます。

それでは、議題に入らせていただきます。

議題1の第1回千葉市市民局指定管理者選定評価委員会における決定事項について、事務局から報告をいたします。

○事務局 7月16日に開催された第1回市民局指定管理者選定評価委員会において、資料3-1から3-3の内容が決定されましたのでご報告いたします。

資料3-1をお願いいたします。

資料3-1「千葉市市民局指定管理者選定評価委員会の会議の公開及び議事録の作成について」です。

指定管理者選定評価委員会の会議につきましては、公開を基本としていますが、募集条件、審査基準及び指定管理予定候補者の選定に関する事項を審議する会議は、非公開とするものでございます。

また、会議の全部、または一部を非公開とする必要がある場合における当該会議の全部または一部を非公開とする旨の決定は、会長が行うものでございます。

次に、2の「議事録の確定について」でございますが、

・議事録は事務局が作成した議事録の案に対する会長の承認により確定するものとすること。

・また、その承認は会長の署名により行うものとすること。

・この規定は、部会を設置した場合における部会の会議について準用するものであること。

・また、この場合において、これらの規定中、会長とあるのは、部会長とすることを規定するものでございます。

次に、資料3-2「部会の設置について」をご覧ください。

多くの選定を5人で行うことは非常に困難であることから、部会を設け、選定していくこととし、市民・文化部会においては、委員会の所掌事務のうち、市民部及び生活文化部の各課が所管する施設（千城台コミュニティセンターを含む）に係るものに関する事項の審議に関することを所掌事務とし、以下、中央区役所部会から美浜区役所部会については、委員会の所掌事務のうち、各区役所の各課が所管する施設に係るものに関する事項の審議に関することを所掌事務とするものです。また、部会の議決をもって委員会の議決といたします。

続きまして、資料3-3「臨時委員の任期について」をご覧ください。

『臨時委員を置く場合の任期を2年とする。ただし委員の任期を超えることができない。』旨を定めたものでございます。

臨時委員の任期につきまして、具体的には、任期の始期について、各部会の第1回の開催日からとし、終期につきましては、常任委員の皆様の任期の満了日と同一の平成24年7月15日とするものでございます。

以上でございます。

○仮議長 ただいまの事務局からの説明について、何かご質問はございますか。

○委員 7月16日開催の千葉市市民局の会議なんですが、議事録について、我々の委員のほうに送られてきていないんですけど、それはどういう扱いになりますか。それを前提の話なんですね、この話は。

○事務局 議事録につきましては、まだいただいておりません。とりあえず、市民部会のほうからは、臨時委員さん向けに会議で諮詢された内容のみを送ってきております。議事録はまだできていないと思います。

○委員 議事録のとり方について、一言一句、逐語でとるのか、抄録にするかという議論があったのですが、その辺については、結局どうなったのかというのが議事録で確認できていないので。

○委員 その点に関しては、一応、市民局の部長に一任と。それを会長が承認するという形になっているかと思っているのですけど。

○委員 いや、会長預かりだったと思うんですけど。事務方に一任というのはあり得ない。一応、会長と協議することになっていると思うのですが。

○委員 そうです。会長と一応協議して、最終的に承認することになっていると思います。

○委員 だから、その協議の内容がどうなっているのか。

○委員 今、協議自体をしていません。

○委員 わかりました。

○仮議長 会長の承認によるということで決定を見たということでよろしいですか。

○委員 他の委員の先生が気にされていたので、他の委員さん方の考え方もあるので、それを確認しておいたほうがいいのではないかなと思いまして、発言させていただきました。

○仮議長 ありがとうございました。

○事務局 本日の会議録の作成に当たりましては、本庁市民部の指示に従いまして、全文にするのか、要約にするのか決定したいと思います。

○委員 それは統一していただいたほうがいいかと思います。

○事務局 はい、統一させていただきたいと思います。

○仮議長 よろしいでしょうか。他にございますか。

(異議なし)

○仮議長 それでは、議題2の部会長及び副部会長の選出を行いたいと思います。

部会長の役割といたしましては、本部会の議長を務めていただくほか、部会の招集、議事録の承認、部会での議決事項を選定評価委員会の会長へ報告するなど、部会の事務を掌理していただきます。

副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理していただく役割でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、部会長の選出を行いたいと思いますが、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第11条第4項に基づき、互選により選出したいと思います。どなたか立候補または推薦される方はいらっしゃいますでしょうか。

○委員 互選と言われても、私たち面識がないので、聞くところによると、ここに常任の委員さんが2名おられるということで、とりあえず部会長さんをお願いできればと。そうすれば我々委員もこれから審議も進めやすいと思いますので、推薦したいと思います。よろしくお願ひいたします。

○委員 私は、一応全体の会長であって、その全体の会長が部会長を兼ねるのは、どうもよくないんじゃないかなと思ってているのですが。

○仮議長 他の委員さんのご意見、いかがでしょうか。

○委員 私は同じ意見でございまして、常任の先生が、我々よりも前から関わっておられますので、よろしくお願ひします。

○委員 私も同じです。

○仮議長 いかがでしょうか。

○委員 まあ、そうなると思ってました。

○仮議長 ということで、4人の先生方のご発言をいただきましたけれども、木頭委員さんに部会長、それから小川委員さんに副部会長ということで、いかがでございましょうか。

(異議なし)

○仮議長 ありがとうございます。

それでは、木頭委員さんを部会長、小川委員を副部会長に決定をさせていただきたいと思います。

○仮議長 それでは、皆様方、ご協力ありがとうございました。

ここで、部会長にご就任いただきました委員さん、それから副部会長にご就任いただきました委員さんに一言ずつご挨拶をお願いしたいと思います。

初めに、部会長さん、よろしくお願ひいたします。

○部会長 私は、公認会計士協会千葉県会の副会長という、今任期がほとんどないようなもので、ずっとやっている話があって、他にやる人がいないんで、私が引き受けたという状況です。

○仮議長 それでは、副部会長さん、よろしくお願ひします。

○副部会長 座ったままで失礼します。副部会長を仰せつかった千葉大学法経学部准教授の小川でございます。微力ながら、最大限、力を注いでまいりますので、どうぞよろしくお願ひします。

○仮議長 ありがとうございます。それでは、仮議長を務めさせていただきましたが、部会長、副部会長が選出されましたので、ここで、議長を部会長に交代したいと存じます。この後、どうぞ部会長、よろしくお願ひいたします。

○部会長 それでは、議事を進行してまいります。

議題3の募集条件、審査配点等に関する事項についてですが、この案件は、7月16日の千葉市市民局指定管理者選定評価委員会で、会議の公開及び議事録の作成等についてで、会議の公開の取り扱いの中の、ただし書きにより、募集条件、審査基準等を審議する会議は非公開とすると、決定しているため、非公開とさせていただきます。

それでは、議題3について事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、初めに資料4-1、施設の概要について、今年度の募集を行います美浜区役所所管の2コミュニティセンターについてご説明いたします。

資料4－1の2ページをお願いいたします。

初めに、高洲コミュニティセンターですが、所在地はJR京葉線稻毛海岸駅下車徒歩約5分に位置します高洲3丁目で、敷地面積約5,064平方メートル、鉄筋コンクリート3階建てで、うちコミュニティセンター部分は延面積3,459平方メートルとなっています。昭和55年11月に開所となっております。コミュニティ施設のほか、美浜図書館、稻毛海岸子どもルーム、高洲・子育てリラックス館、美浜いきいきプラザ分室が併設された複合施設でございます。昨年度の利用者数は138,993人でございました。

続きまして、次の真砂コミュニティセンターでございます。資料5ページをお願いいたします。

所在地はJR京葉線検見川浜駅下車徒歩5分に位置します真砂4丁目でございます。敷地面積約6,217平方メートル、鉄筋コンクリート4階建てのうち、3・4階部分がコミュニティセンター部分で、延面積は約2,211平方メートルとなっております。

昭和56年4月に開所で千葉県企業庁と（財）千葉県まちづくり公社による区分所有施設である「検見川地区サービスセンタービル」の3・4階部分を千葉県企業庁より無償で千葉市が借り受けており、全施設の管理を千葉県まちづくり公社と千葉市が基本協定の締結により運営をしております。昨年度の利用者数は166,967人でございました。

資料として、7ページ以降に「千葉市コミュニティセンター設置管理条例」19ページ以降に「千葉市コミュニティセンター設置管理条例施行規則を」参考資料として添付しております。

続きまして、資料の4－2でございますが、両コミュニティセンターの管理運営の状況や提案内容の達成状況を記載した資料として、「平成21年度指定管理者評価シート」を、資料4－3では、指定管理者の運営状況を各項目ごとに評価いたしました「指定管理者運営状況確認表」を両コミュニティセンターについて、参考添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

次の、資料5－1、募集要項についてご説明申し上げます。

この要項では、募集の趣旨や指定管理業務の内容、応募手続、審査選定など、募集の骨格が定めてあります。そのうち、主な点についてご説明申し上げます。

まず、2ページをお願いいたします。

1に、指定管理者募集の趣旨を定めています。具体的には、指定管理者制度による経緯等が記されております。

次に、3ページをご覧ください。

3の公募の概要ですが、管理対象施設、指定期間、業務の内容、選定の手順について定めたもので、記載のとおりでございます。

今回の公募に当たり、(1)に記載いたしましたが、真砂コミュニティセンターは、千葉県企業庁からの借用施設であるため、指定管理者には運営及び小修繕のみの委託となり、1施設では事業規模も小さく、高洲コミュニティセンターと真砂コミュニティセンターを一括で管理することにより、効率的な管理運営が図られ、コ

ストの縮減が期待できることから、2館を一括公募するものです。

次に、4ページをお願いいたします。

4の管理対象施設の概要ですが、「地域コミュニティセンターにおける活動と連帶感の醸成の場」であるコミュニティセンターの設置目的及び施設の概要等を定めています。

次に、6ページをお願いいたします。

5として、指定管理者が行う業務の範囲を定めたもので、各施設の貸出等の施設管理業務や、保守管理、清掃、警備などの維持管理業務、事業計画書、事業報告書、事業評価などの経営管理業務、また、設置目的や住民ニーズを反映した主催事業を初めとした自主事業について定めております。

次に、7ページをご覧ください。

6の市の施策等との関係ですが、市に代わって公の施設を管理するものとして、市の施策を理解し、市と同様に実施することが必要なことから、市の施策に対する協力、市内産業の振興、市内雇用等への配慮、男女共同参画社会の推進や環境への配慮、災害時対応などについて定めております。

次に、9ページをお願いいたします。

7の指定管理者の公募手続ですが、説明会の実施から協定書の締結までの手続等について定めたもので、このうち（1）の募集要項等に関する説明会については、説明会において過去の利用実績や清掃や警備に係る具体的な基準内容等の説明や参考資料の配布を行うことから、応募者においては必ず出席することなどを定めたものです。

次に、12ページから14ページ、応募に関する事項については、省略をさせていただきます。

続きまして、15ページの9をお願いいたします。

経理に関する事項をご覧ください。指定管理者の収入として見込まれるものや、管理経費等について定めたもので、このうち、今回導入したものとして、次ページ、16ページの（4）利益等の還元がございます。指定管理者は、利用料金収入、指定管理委託料及び自主事業による収入が管理経費を大きく上回り、大幅な利益が見込まれる場合に、その利益の一部を市に還元することを定めたもので、大幅な利益の額の還元方策等は応募者に提案していただきます。

なお、大幅な利益の算定方法及び還元方策等の基本的な考え方は基本協定で、その具体的な算定方法、算定期間、還元方策、還元時期等は、年度協定にてその詳細を定めることとしております。

募集要項については、以上となります。

続きまして、資料の5-2「管理運営の基準」についてご説明申し上げます。

この「管理運営の基準」は、管理業務を指定管理者に任せることで、市の公の施設として管理運営するための最低限の基準を定めたものとなります。

2ページをお願いいたします。

1の「コミュニティ事業に関する管理運営の基準」については、「地域コミュニティにおける活動と連帶感の醸成の場」であるコミュニティセンターにおける運営の在り方等について示したもので、「コミュニティ活動の場と機会の提供」や「情報、相談、交流事業の実施」などについて定めたものでございます。

次に、2の「施設の運営に関する業務の基準」でございますが、今回からより多

くの方々に利用していただくために、基本要件として「利用者サービスの向上や利用率の向上及び施設の有効活用に努める」ことについて明示するとともに、利用時間や職員の配置、使用許可、施設の使用受付、避難所の対応などを定めたものでございます。

また、4ページの後段、（6）「コミュニティセンター運営懇談会の運営補助」でございますが、コミュニティセンターの運営の在り方等について、利用者や地域の代表の方から意見をいただくために設置することとしたものでございます。

次に、5ページの3の「施設の維持管理に関する業務の基準」についてですが、施設の維持管理にあたっては、市が指定する管理仕様書に従うほか、関係法令、市の基準等に従うこととし、本施設のみならず、本施設周辺環境の維持向上に努めることについて定めたものでございまして、具体的な管理の仕様等は、説明会で説明及び参考資料配布を行うこととしております。

次に、飛びまして、8ページをお願いします。

4の「経営管理業務基準」でございます。事業計画書及び事業報告書の作成や施設維持管理業務の実施計画、経営管理業務や事業評価、また毎年度基本協定及び次年度事業計画書（案）等に基づき、市と次年度の年度協定を締結することなどについて定めたものでございます。

12ページをお願いいたします。

5の「その他業務」でございますが、管理体制の整備等や各種記録の保管、保険及び損害賠償などについて定めたものでございます。

次に、13ページの6「自主事業」でございますが、指定管理者が自主事業として、施設の設置目的及び地域住民のニーズを反映した主催事業を行うことと、その際の留意点について定めたものでございます。

最後に、7の「留意事項」でございますが、施設の運営や管理に係ること、またモニタリングや法令遵守などの諸事項について定めたものでございます。

以上、管理運営の基準についてご説明いたしました。

続きまして、資料5－3「提案様式集」についてご説明申し上げます。

資料5－3の1ページをお願いいたします。

この「提案様式集」は、指定管理者の指定申請書提出にあたり、必要な様式を定めたもので、指定申請書関係書類として、1の指定管理者指定申請書から15の誓約書までを、2の提案書関係として、提案書様式第1号から第35号を提案書一式として必ず提出する書類としております。

その他といたしまして、説明会参加希望届から応募辞退届までの4様式を定めたものでございます。

いずれも9月27日の応募開始時に市ホームページに公開する予定しております。

続きまして、資料5－4「高洲・真砂コミュニティセンター第2次審査選定基準等（案）」についてご説明いたします。

この「選定基準等（案）」は、募集要項16ページの10に審査選定の項目があり、（2）で2次審査の方法が定められておりますが、第2次審査時に応募者により提出された提案内容について、募集要項の審査項目に審査の視点を加え、細分化したもので、採点を行う際に使用するものでございます。

続きまして、資料5－5「千葉市美浜区高洲・真砂コミュニティセンターの管理に関する基本協定書（案）」について、同様に概要をご説明申し上げます。

基本協定書につきましては、設置者である地方自治体が指定管理者に業務を委託する上で取り交わす、いわゆる契約書に準ずるもので、市と指定管理者の間で委任する業務の細目的事項について両者の間で協定書を締結するものでございます。

協定書の内容は、公募要項、業務基準書、指定管理者が提出した提案書などの記載事項をもとに、指定管理者候補として決定した後の協議を踏まえ、作成されることがとなります。本日、ご覧いただいているものは、その基本となるものでございます。

この協定書の内容については、業務内容など詳細が必要な項目については、協定書にすべて書き込むのではなく、別途、仕様書を作成して添付することとなります。

なお、今回、区役所部会の所管で仕様する協定書につきましては、指定管理者制度に係る庁内の所管課であります行政改革推進課の作成した千葉市版のひな型に沿って作成しております。

具体的な構成は、1ページ・2ページで趣旨や協定の意義、定義などを定めた総則、2ページ中段以降からは自主事業、管理業務の範囲、管理の基準等、関係法令等の遵守、情報の公開、許認可等の取得等、人員の確保、労働者の安全の確保等、緊急時の対応等についての定め、事業計画及び事業報告に係る定め、管理業務の実施に係る定め、モニタリングに係る定め、利用料金及び委託料に係る定め、指定の取消し等に係る定め、損害賠償に係る定め等で構成されております。

なお、先ほどまでにご説明いたしました美浜区役所部会所管で使用いたします「募集要項」「管理運営の基準」「提案様式集」「第2次審査の選定基準」「協定書」につきましても、全序的なひな型をもとに、各課その所管する施設の特性に応じて編集をしたもので、各課とも基本的な違いはございません。

最後になりましたけれども、資料6として「千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例」についてご説明申し上げます。

本条例は、本年3月に千葉市条例第7号として本年4月1日から施行されたもので、指定管理者選定に関し、その「趣旨」「公募の原則」「選定評価委員会への諮問」等を定めたものでございます。

長い説明となりましたが、以上で説明を終わらせていただきます。

○部会長　ただいま事務局からの説明について、何かご質問はございますでしょうか。

○委員　先ほどのご説明の中に、真砂コミュニティセンターについては、千葉県企業庁からの無償貸与契約で借用しているとありましたけれども、高洲コミュニティセンターは、これは市の所有物ということになるんでしょうか。

○事務局　　はい、そのとおりです。

○委員　土地と建物のいずれもということですか。

○事務局　　そうです。

○委員　　わかりました。

○部会長　　高洲と真砂コミュニティセンターの指定管理者は、株式会社、何という
んでしたか。

○事務局　　(株) 千葉マリンスタジアムでございます。

○部会長　　(株) 千葉マリンスタジアムに関しては、市の関係者は嘱託とか、何らか
の職を得てる方はおられるんですか。

○事務局　　おります。

○部会長　　その上で公正に点数をつけるということですね。

それから、利益を還元するということですが、それは法人税の申告書などを参考
にして金額を決めるのですか。

多分、数字として実態が上がるるのは、法人税の申告書だと思います。粉飾を行っ
ていないかどうかは、これはまた調べなければなりませんが、もしやっていると
したら、それを参考に下限額を決められたらしいんじゃないですか。

○委員　　利益の還元方法ですけれども、このコミュニティの運営にかかわってくる
部分だけであるのか、(株) 千葉マリンスタジアム全体の課税所得で考えていくの
かだと、論点がずれてしまう可能性があるので、そこは慎重に検討したらと思いま
す。

○部会長　　だから、担当者がやっていると思うんですけども、部門を二つ作って、
高洲部門、それからもう一つの真砂部門と、部門をつくって損益を計上していただ
ければいいのかなと思います。

○委員　　事務局に質問があるのですが、利益の還元のところで、利用料金収入と指
定管理委託料、自主事業による収入という項目が収入として考えていますよね。平
成21年度の指定管理者評価シートを見ると、利用料金収入というのはゼロになっ
ているんですが、それはどういうことなんでしょうか。

○事務局　　今現在、コミュニティセンターは、利用料金を徴収しておりませんので、
収入はございません。

○部会長　　この料金徴収はカウントされてないんですか。

○事務局　　料金徴収につきましては、資料をおつけいたしました。

○委員　　資料4-1の14ページにありますね。

○事務局　　はい、そうです。それが来年の4月1日から利用料を取るということが

決定いたしましたので、これが上限として決められております。

○委員 これは、美浜区高洲と真砂とで料金が違いますが、何か意図があるんでしょか。

○事務局 面積の関係です。

○委員 そうですか。

○部会長 他に意見ございますでしょうか。

○委員 現在、（株）千葉マリンスタジアムを選定した際というのは、このように公募というのをやられたんでしょうか。

○事務局 はい、公募はしております。

○委員 何件ぐらいの応募があったんですか。

○事務局 当初5件応募がありまして、1社、途中から棄権ということで、最終的には4件の審査で、点数づけを行い、決定したものでございます。

○委員 わかりました。

○委員 それで（株）千葉マリンスタジアムは、関係者が入っているとのことですが、審査から外れた業者には、関係者は入っていますか。

○事務局 （株）千葉マリンスタジアム以外の他3社については、関係者は入っておりません。

○部会長 そうなると、千葉市の出身者が、その選定される業者の、その中に何らかの形で入っているということが選定の大きな要因であるというふうにも考えられますね。そこは全く無視して、選択したことであれば問題ないですが。

○事務局 点数は同じようにつけております。

○部会長 他にご質問ありませんか。よろしいでしょうか。

(なし)

○部会長 それでは、募集要項、審査の配点等に関して、本部会で委員から示された意見や指示事項については、募集要項等に十分反映させていただきたいと思います。

それでは最後に、議題4の「今後の審議予定について」ですが、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 今後の審議予定でございますけれども、応募提案がそろった後、11月29日月曜日に、第2回美浜区役所部会を開催し、第1指定管理予定候補者を選定していただく予定でございます。よろしくお願ひいたします。

○部会長 その日は我々が同席する必要はあるんですか。

○事務局 はい。そこが選定の日でございます。その日にヒアリング等を実施する予定になっております。

今のところ、29日というのは予定でございます。各委員さんには、市から調整の連絡が行く予定です。

○部会長 説明は以上ですか。

○事務局 はい。以上でございます。

○部会長 ただいま事務局からの説明について、何かご質問、ご意見はございますか。

(なし)

○部会長 ご質問がないようですので、本日の議事はすべて終了しました。ありがとうございました。

それでは、事務局にお返しいたします。

○事務局 長時間にわたりまして慎重なるご審議、ありがとうございました。

以上をもちまして、平成22年度千葉市市民局指定管理者選定評価委員会第1回美浜区役所部会を閉会させていただきます。